

さ情審査答申第47号  
平成19年11月30日

さいたま市長 相川 宗一様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 小池 保夫

### 答 申 書

平成19年6月14日付けで貴職から受けた、「水道事業管理者事務引継書のうち次の記載部分 地方自治法施行令第123条に定められている処分未了・未着手・将来企画事項についての処理手順・方法・意見」（以下「本件対象行政情報」という。）の非公開決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

#### 第1 審査会の結論

本件対象行政情報は不存在と認められる。よって、非公開とした決定は妥当である。

#### 第2 審査請求人の主張の要旨

##### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の公開請求に対し、平成19年1月30日付け水業水第1623号により、さいたま市水道事業管理者（以下「実施機関」という。）が行った本件処分について取り消しを求めるというものである。

##### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の主たる理由は、審査請求書及び口頭意見陳述によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 本件対象行政情報は、地方公営企業法第7条の2第11項により準用される地方自治法第159条に基づき地方自治法施行令第123条（現行、同第124条）に定められている法定記載義務事項なので、通常、存在しないとは考えられない。よって厳しく存否の真否及び当否は検証されなければならない。
- (2) 主位的に、本件処分は違法である、予備的に、本件処分はたとえ外形的に妥当であったとしても実質的には不当であるとの確認的な結論を求

める。制裁的に、事務引継手続において地方自治法施行令第123条（現行、同第124条）に違反する事実があったことを速やかに公表するべきであるとの意見、並びに、提言的に、法令違反の再発防止策として、新たに「水道事業管理者事務引継書調製要領」（仮称）を制定するべきであるとの意見を求める。

- (3) 本件処分においては理由提示が不十分であり、本件処分の取消し理由とならないほど軽微であるとは必ずしも言えない程度に不当であり、たとえ本件処分そのものが結果として形式的に妥当であっても、本件処分を取り消して改めて十分に説明的な理由提示をもとめることは、情報公開制度の適正な運用をはかるうえで意義が認められる。よって本件処分は取り消されるべきである。
- (4) 本件処分の先行行為である前任者による「水道事業管理者事務引継書」の作成においては、地方自治法施行令第123条（現行、同第124条）に規定した義務を懈怠した事実は客観的に明白であり、現任者はその瑕疵を故意又は過失により看過している。したがって、両者による同事務引継手続には違法の瑕疵があり、その後行行為としての本件処分は、たとえ外形的に妥当として認めざるをえなくとも、実質的に不当である。その旨を答申書の結論主文で宣言しなければ、市は無法地帯、情報犯罪地帯になり、幹部職員は無罪放免となりかねない。
- (5) 地方自治法施行令第123条（現行、同第124条）違反は、市特別職全員の事務引継に共通する特徴的問題点であると思われる。したがって水道事業管理者のみに対して法令順守の意見をすれば足りるものではない。また二重帳簿の疑いがあり、事務引継自体が現実的に行われていなかった可能性もある。

### 第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、理由説明書及び口頭意見陳述において、おおむね次のように説明している。

- 1 地方公営企業法第7条の2の規定により、地方公共団体の長の事務の引継ぎに関する地方自治法の規定が水道事業管理者に準用されており、その内容を定める地方自治法施行令では、事務の引継ぎの場合においては、「処分未了若しくは未着手の事項又は将来企画すべき事項については、その処理の順序及び方法並びにこれに対する意見を記載しなければならない。」と規定されている。平成18年12月6日付けで審査請求人からの行政情報公開請求を受けて公開した「水道事業管理者事務引継書（平成17年4月）」には、「処分未了若しくは未着手の事項又は将来企画すべき事項」の記載は

あるが、「その処理の順序及び方法並びにこれに対する意見」については、記載がないことから、本件対象行政情報が存在しないことは明らかである。

- 2 「水道事業管理者事務引継書（平成17年4月）」には記載されていないが、平成17年4月6日から8日まで実施した管理者レクチャーにより当該事項については説明をしておき、その際の資料である「懸案事項の現状、課題及びその対応」（平成19年1月5日付け水業水第1495号で公開）がこれを補うものとする。

#### 第4 審査会の判断の理由

- 1 審査請求人は、本件の行政情報公開請求書において、公開請求に係る行政情報を「水道事業管理者事務引継書」のうちの「地方自治法施行令第123条に定められている処分未了・未着手・将来企画事項についての処理手順・方法・意見」の記載部分、と特定して、本件対象行政情報を事務引継書に記載されたものに限定している。
- 2 実施機関の理由説明書及び口頭意見陳述における説明によると、本件行政情報公開請求に至るまでには、以下の経緯があった。
  - (1) 平成18年12月6日付けで、審査請求人は、「現在の水道事業管理者浅子進が引き受けた事務引継書（引継メモを含む）」の行政情報公開請求をし、実施機関は、平成18年12月22日に「水道事業管理者事務引継書（平成17年4月）」及び「水道事業事務引継書（平成17年4月）」の公開を実施した。
  - (2) 平成18年12月22日付けで、審査請求人は、「現在の水道事業管理者が引き受けた事務引継事項の詳細が分かるもの（事務引継書を除く）」の行政情報公開請求をし、実施機関は、平成19年1月16日に、平成17年4月に行なった水道事業管理者の管理者レクチャーに用いた資料の別紙「懸案事項の現状、課題及びその対応」の公開を実施した。
- 3 当審査会においても、順次、上記2(1)・(2)の手続きで公開された行政情報を審査したが、審査請求人が特定する「水道事業管理者事務引継書」には、「処分未了若しくは未着手の事項又は将来企画すべき事項」の記載はあるが、「その処理の順序及び方法並びにこれに対する意見」の記載はない。また、本件対象行政情報の存在をうかがわせる具体的な事情もない。審査請求人は、本件対象行政情報は法定記載義務事項なので通常存在しないと考えられない、というが、事実問題としては、本件対象行政情報は存在しないというほかはない。本件対象行政情報は不存在と認めるのが相当である。
- 4 地方公営企業法第7条の2は、地方公営企業の管理者について地方自治

法第159条の地方公共団体の長の事務の引継ぎに関する規定を準用しており、事務引継ぎについて地方自治法施行令第124条は「…事務の引継ぎの場合においては、前任の…長は、書類、帳簿及び財産目録を調製し、処分未了若しくは未着手の事項又は将来企画すべき事項については、その処理の順序及び方法並びにこれに対する意見を記載しなければならない。」と規定する（平成18年政令第361号により第123条を繰り下げ）。しかし、これらの書類等については、必ずしも特に事務引継書として調製する必要はないものと考えられ、かかる意味では上記2(2)の手続で審査請求人に公開された「懸案事項の現状、課題及びその対応」は、事務引継書に記載された「処分未了若しくは未着手の事項又は将来企画すべき事項」の各項目について、その処理の順序及び方法並びにこれに対する意見を記載した、事務引継ぎに関する行政情報であると言い得る。

しかし、事務引継書自体に、引継事項や法定記載事項をある程度詳細に総覧的に記載してあれば、市民は、事務引継書を見るだけで、各課が重点を置いて取り組んでいる課題や懸案事項、その処理方法等を知ることができ、より情報公開制度の趣旨に合致するといえよう。事務引継書の作成について、今後、さらに検討がなされ、改良がなされることを期待する。

## 5 結語

以上の次第であり、本件審査請求には理由がないから、当審査会は、前記第1の結論のとおり、答申する。

## 第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成19年 6月14日	諮問の受理
②	同 年 7月10日	実施機関から理由説明書を受理
③	同 年 9月20日	審議
④	同 年 10月11日	審査請求人からの意見聴取及び審議
⑤	同 年 10月11日	実施機関からの意見聴取及び審議
⑥	同 年 11月15日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
委 員	荒 木 直 人	弁 護 士 平成19年10月21日退任
委 員	伊 藤 一 枝	弁 護 士 平成19年10月22日就任
委 員	岡 本 弘 哉	弁 護 士 平成19年10月22日就任
会 長	小 池 保 夫	大 学 教 授
会長職務代理者	小 室 大	行 政 経 験 者
会長職務代理者	苦 田 文 一	弁 護 士 平成19年10月21日退任
委 員	満 木 祐 子	弁 護 士

(五十音順)